

村上市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

平成 26 年度～平成 32 年度



平成 26 年 3 月

新潟県村上市

目次

第1章 基本的事項

1. 計画目的.....1
2. 基準年度・計画期間・目標年度.....1
3. 対象範囲.....1
4. 対象とする温室効果ガス.....4

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量.....5
2. 要因別の排出状況.....6
3. 削減目標.....6

第3章 具体的な取り組み

1. 施設における取り組み.....7
2. 公用車における取り組み.....7
3. その他の取り組み.....8

第4章 推進・点検体制

1. 推進・点検体制.....9
2. 進捗状況の公表.....10
3. 進行管理.....10

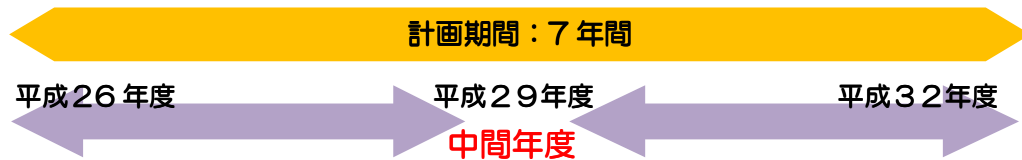
第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。本市の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成24年度とし、計画期間は「村上市環境基本計画」及び「村上市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との整合性と実現を図るため、平成26年度から平成32年度までの7年間とする。また、期間の中間年度（平成29年度）において見直しを行い、必要に応じて内容を修正する。



3. 対象範囲

実行計画は、本市が行う事務及び事業のうち、職員の取り組みにおいて温室効果ガスの削減が可能な施設を対象とし、防犯灯や公園及び、職員が配置されていない施設などは対象外とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

【対象施設一覧】

部局等	対象施設	施設数	施設名
市長部局	行政庁舎	5	本庁、荒川支所、神林支所、朝日支所、山北支所
	福祉関連施設	31	第一保育園、第二保育園、岩船保育園、瀬波保育園、上海府保育園、山辺里保育園、山居町保育園、金屋保育園、大津保育園、坂町保育園、荒島保育園、向ヶ丘保育園、みのり保育園、館腰保育園、三面保育園、高南保育園、猿沢保育園、塩野町保育園、山北にじいろ保育園、山北おおぞら保育園、二之町児童館、南町児童館、瀬波児童館、岩船児童館、山辺里学童保育所、南町学童保育所なんしょうクラブ、保内学童保育所、金屋学童保育所、神林学童保育所、朝日学童保育所、やまびこの家
	産業観光施設	4	村上市蒲萄スキー場、村上農村環境改善センター、高齢者生産活動センター（かみはやしいきセンター）、神林農村環境改善センター
	環境関連施設	3	村上市ごみ処理場、荒川郷最終処分場、荒沢最終処分場
	水道	26	村上市上水道、山辺里地区簡易水道、上海府・瀬波地区簡易水道、上山田地区飲料水供給施設、大栗田地区飲料水供給施設、南大平・指合地区簡易水道、河内地区簡易水道、高根簡易水道、小揚地区簡易水道、蒲萄簡易水道、薦川簡易水道、千縄荃太簡易水道、今川地区簡易水道、八幡地区簡易水道、府屋地区簡易水道、北中・大毎・大沢地区簡易水道、桑川地区簡易水道、寒川地区簡易水道、中俣地区簡易水道、中継地区簡易水道、朴平地区簡易水道、山熊田地区簡易水道、雷地区簡易水道、荒川地区簡易水道、中津原地区簡易水道、板貝地区飲料水供給施設
	下水道	29	村上浄化センター、荒川浄化センター、平林浄化センター、朝日浄化センター、寒川浄化センター、桑川浄化センター、黒川保浄化センター、今川浄化センター、八幡浄化センター、府屋浄化センター、山北下水道管理センター、瀬波地区農業集落排水処理施設、山辺里地区農業集落排水処理施設、相川地区農業集落排水処理施設、門前・鋳物師地区農業集落排水処理施設、上海府地区農業集落排水処理施設、海老江地区農業集落排水処理施設、西神納処理区農業集落排水処理施設、南大平処理区農業集落排水処理施設、東神納処理区農業集落排水処理施設、神納処理区農業集落排水処理施設、蒲萄地区農業集落排水処理施設、高根地区農業集落排水処理施設、荃太地区農業集落排水処理施設、三面地区農業集落排水処理施設、寝屋処理区農業集落排水処理施設、中浜処理区農業集落排水処理施設、越沢処理区農業集落排水処理施設、中継処理区農業集落排水処理施設
	消防施設	5	消防本部、荒川分署、神林分署、朝日分署、山北分署
教育委員会	学校施設	33	村上小学校、村上南小学校、岩船小学校、瀬波小学校、山辺里小学校、上海府小学校、保内小学校、金屋小学校、平林小学校、砂山小学校、神納小学校、

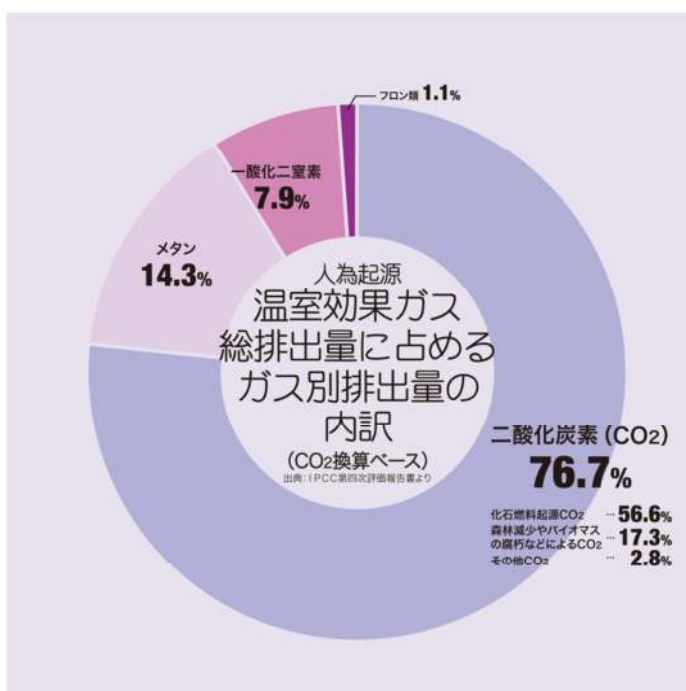
			神納東小学校、西神納小学校、小川小学校、三面小学校、朝日みどり小学校、猿沢小学校、塩野町小学校、さんぼく南小学校、さんぼく北小学校、村上第一中学校、村上東中学校、岩船中学校、荒川中学校、平林中学校、神納中学校、朝日中学校、山北中学校、岩船学校給食共同調理場、保内学校給食共同調理場、高南学校給食共同調理場、塩野町学校給食共同調理場、山北学校給食共同調理場
	体育施設	10	朝日総合体育館、朝日多目的グラウンド、朝日球場、荒川温水プール、荒川多目的グラウンド、荒川総合体育館、荒川球場、山北総合体育館、山北多目的グラウンド、山北球場
	公民館、図書館 ほか	12	村上市教育情報センター、村上市立中央図書館、荒川地区公民館、さんぼく会館、村上市総合文化会館、村上市中央公民館、村上市立朝日図書館、岩船地域コミュニティセンター、上海府地域コミュニティセンター、生涯学習推進センター、縄文の里・朝日、勤労青少年ホーム
施設数合計		158	

4. 対象とする温室効果ガス

法律で定められた削減対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄の6種類あり、温室効果ガス総排出量に占めるガス別排出量を見ると、二酸化炭素が76.7%と大半を占めている。

対象施設から排出される温室効果ガスのほとんどが二酸化炭素であることから、実行計画では削減対象とする温室効果ガスを二酸化炭素の1種類とする。

【温室効果ガス総排出量に占めるガス別排出量】



出所) 全国地球温暖化防止活動推進センター
ウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

【温室効果ガスの種類】

温室効果ガス	記号	主な排出源	対象
二酸化炭素	CO ₂	石炭や石油などの化石燃料の他、木や紙、プラスチックなどを燃やすときに発生。	○
メタン	CH ₄	水田や廃棄物最終処分場における有機物の嫌気性発酵、自動車の排ガス等から発生。	×
一酸化二窒素	N ₂ O	家畜排せつ物の微生物の分解過程や自動車の排ガスから発生。	×
ハイドロフルオロカーボン類	HFCs	冷凍機器、空調機器の冷媒等使用時に発生。	×
パーフルオロカーボン類	PFCs	半導体の製造過程等において発生。	×
六フッ化硫黄	SF ₆	変圧施設の電気機械器具等の使用時に発生。	×

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

実行計画の事務・事業における基準年度（平成 24 年度）の二酸化炭素総排出量は、14,871 t-CO₂である。

区分	排出量 (t-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	14,871 t-CO ₂

また対象施設別の二酸化炭素排出量は次の表のとおり。

【対象施設別 二酸化炭素排出量】

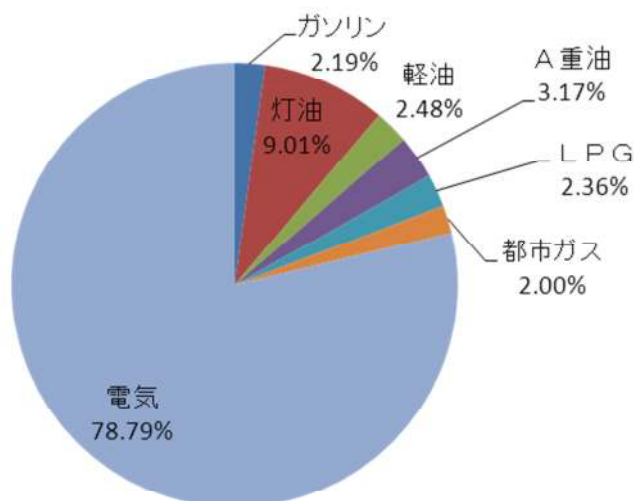
部局等	対象施設	施設数	排出量(t-CO ₂)
市長部局	行政庁舎	5	1,063
	福祉関連施設	31	1,013
	産業観光施設	4	104
	環境関連施設	3	2,775
	水道	26	2,551
	下水道	29	2,900
	消防本部庁舎	5	332
教育委員会	学校施設	33	3,171
	体育施設	10	278
	公民館、図書館ほか	12	684
	対象施設計	158	14,871

2. 要因別の排出状況

基準年度（平成 24 年度）の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の 78.79%を占め、次いで灯油の使用が 9.01%を占めている。

【排出要因別 二酸化炭素排出量】

活動区分	単位	年間活動量	排出量(t-CO ₂)	比率(%)
ガソリン	kℓ	140.3	326	2.19
灯油	kℓ	538.3	1,340	9.01
軽油	kℓ	142.6	369	2.48
A重油	kℓ	173.9	471	3.17
液化石油ガス(LPG)	t	117.0	351	2.36
都市ガス	千m ³	142.3	297	2.00
電気	千kWh	21,420	11,717	78.79



3. 削減目標

平成 24 年度を基準年度として、計画期間の最終年度である平成 32 年度の二酸化炭素排出量を、7%削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 平成 24 年度	削減目標		目標年度排出量 平成 32 年度
		削減率	削減目標	
二酸化炭素 (CO ₂)	14,871 t-CO ₂	7%	1,041 t-CO ₂	13,830 t-CO ₂

第3章 具体的な取り組み

温室効果ガス排出削減のため、職員一人ひとりが地球温暖化問題に対しての意識を持ち、日頃から省エネルギーを心がけ、以下の取り組みを重点的に行う。

1. 施設における取り組み

①エネルギー使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、給湯室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・自然光を利用し、可能な範囲で間引き消灯を行う。
- ・冷房28℃以上、暖房20℃以下の設定温度を徹底する。
- ・エレベーターの使用を控え、積極的に階段を利用する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

②施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・照明の更新時に、LED照明や省エネ型照明機器を導入する。
- ・公共施設の緑化を推進する。

2. 公用車における取り組み

①燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

②クリーンエネルギー自動車の導入

- ・公用車の更新時に、低公害車、低燃費車の導入に努める。また、電気自動車やハイブリットカー等の導入についても検討する。

3. その他の取り組み

①物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。

②ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。

③用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

④水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑤環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

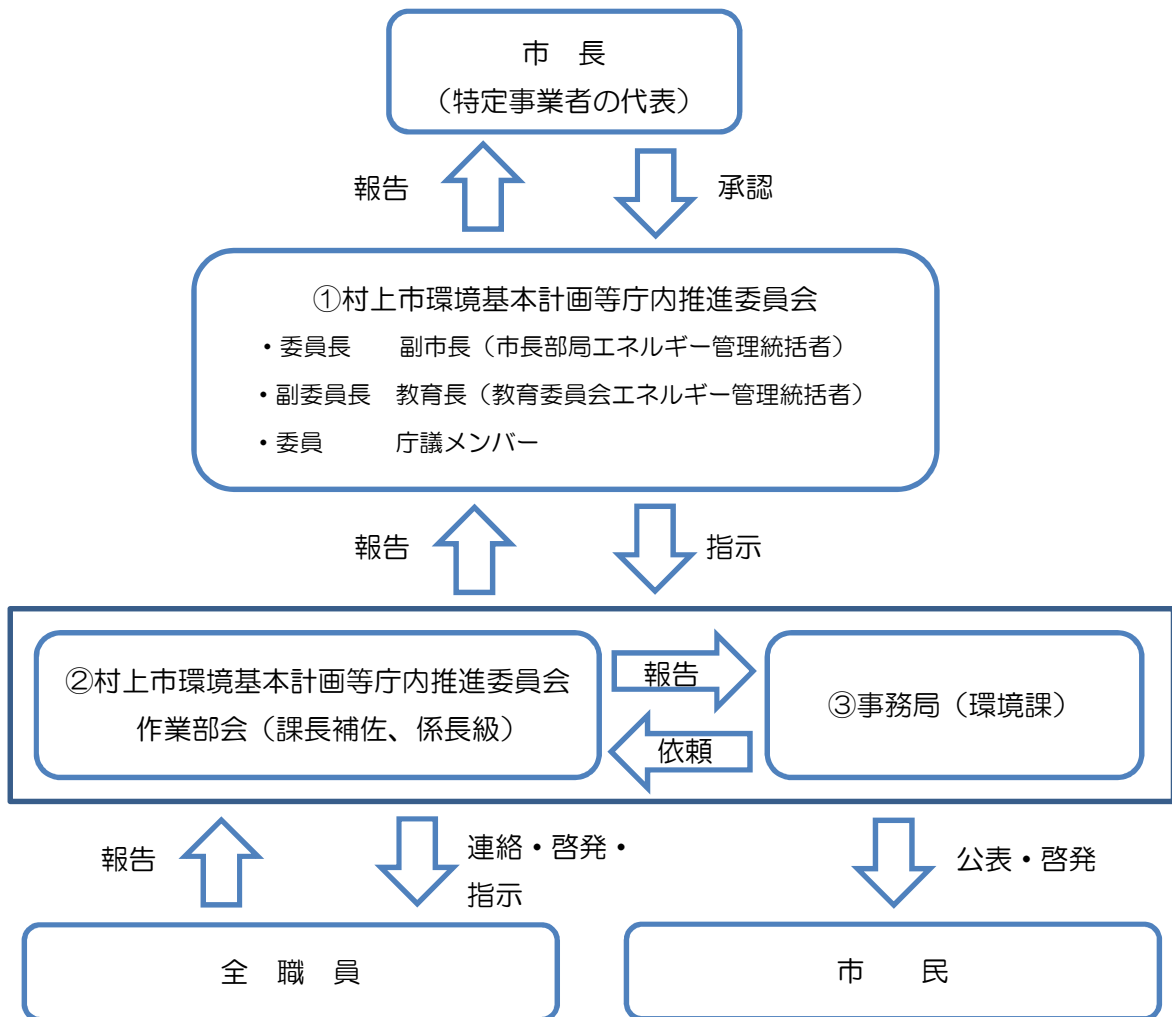
- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・マイカーで通勤する職員は、徒歩、自転車や公共交通機関を利用するなど、マイカーの使用の抑制に努める。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。

第4章 推進・点検体制

1. 推進・点検体制

実行計画の実効ある推進を図るため、推進体制を整備し、職員一人ひとりの認識と実践のもと、職員が一体となって実行するものとする。

また、この推進体制は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」のエネルギー管理組織を兼ねるものとする。



① 村上市環境基本計画等市内推進委員会

副市長を委員長とした課長級で構成する「村上市環境基本計画等市内推進委員会」において計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

② 村上市環境基本計画等庁内推進委員会作業部会

課長補佐、係長級で構成する「村上市環境基本計画等庁内推進委員会作業部会」において計画の推進及び進捗状況を把握し、計画の総合的な推進を図る。

③事務局

事務局を環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回市報やホームページ等により公表する。

3. 進行管理

実行計画の進捗状況を定期的に確認し、成果の評価とフォローアップをしていく必要がある。そこで PDCA サイクルに基づいた環境マネジメント手法の考え方を導入して、進捗状況や取り組みの成果を検証し、これらの結果に基づいて、施策・事業の改善や新たな取り組みを検討していくこととする。

